

	<p>り、本市ではこれまでも、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成の面では、手話通訳者や手話奉仕員、点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも、所要の財源確保や更なる施策支援の充実に努めてまいります。</p> <p>本市が発出する文書等への点字表記につきましては、ご希望に沿った対応ができるよう、本市各関係所属に働きかけてまいります。</p> <p>また、本市が実施する市民向けの講演会等には、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置するとともに、手話通訳者等の派遣につきましては、積極的に活用するよう、本市関係所属に対し周知を行ってまいります。また、窓口等における手話通訳者の配置につきましては、各区等における状況等を把握しつつ、設置に向けた検討を続けてまいりたいと考えております。</p>		<p>動向も注視しつつ、障がい者・児が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、個々の多用なニーズやライフステージに沿った支援施策を充実してまいりたいと考えております。</p> <p>本市におきましては、都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、現在、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者を利用可能な住戸のマッチングを実施しております。</p> <p>今後も引き続き、関係局と連携して実施し、グループホームの整備を進めてまいります。</p>
3	<p>「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の着実な実行を要望するとともに、今年9月に出された国連障害者権利委員会の対日審査における勧告を踏まえた国の動向を注視しつつ、現行の大阪市の施策について点検、検証した上で、より一層、市内に住む障がい者・児が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる施策構築をおこなうよう要望する。</p> <p>また、グループホームの開設置に公営住宅の利用拡大を合わせて要望する。</p> <p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8071 電話：06-6208-8245</p> <p>令和3年3月に策定しました「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者施策を着実に推進してまいりますとともに、引き続き、障がいのある人や学識経験者等からご意見をいただきながら、実施状況の点検、検証等を行ってまいります。</p> <p>また、先般の「国連障害者権利委員会」における総括所見・改善勧告を踏まえた国等の</p>	4	<p>項目</p> <p>昨年4月より、すべての事業者に合理的配慮の提供を義務化した「大阪府障がい者差別解消条例」が施行されており、また、今年度中に国における「障害者差別解消法改正法」の基本方針も閣議決定される見込みであって、内閣府からも同改正法の施行実施日までの周知啓発活動実施が示されていることから、大阪市としても事業者に対する事前周知を積極的におこなうよう要望する。</p> <p>また、同改正法施行後に増加が予測される市内での相談・紛争解決の体制強化と充実に早急に図られるよう合わせて要望する。</p> <p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075</p> <p>令和3年4月に大阪府の「障がい者差別解消条例」が改正され、府内における事業者の合理的配慮の提供が義務化されました。また、改正障害者差別解消法の施行日が令和6年4月1日に決定され、施行されればすべての事業者による合理的配慮の提供が義務化されることとなります。</p> <p>これまでも事業者への周知啓発に努めているところでございますが、目前に迫る改正法の施行を見据え、より効果的な周知啓発となるよう取り組んでまいります。相談体制につきましては、大阪市では、各区役所、各区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター、人権啓発・相談センターなど58か所の相談窓口を設置しています。改正法の施行にともない、事業者からも合理的配</p> <p>回答</p>